

糸満市多胎妊婦サポーター事業



●糸満市では、産前・産後で育児等の負担が大きい多胎妊産婦またはその家庭に対し、育児サポーターを派遣し、育児や外出の補助等の支援を行います。

●対象者

- ・多胎妊婦
- ・生後 4 か月～2 歳未満の多胎児を育児する家庭
- ※生後 6 か月未満の場合、保護者同伴で利用となります。

●助成内容

- ・利用券 1 枚につき、1 名のサポーターを派遣。利用券は 1 回につき 1 枚利用可能。
- ・利用券は、妊娠中～0 歳・1 歳の 1 年ごとに 3 枚まで利用可能。(年度内 3 回)

●サービス内容

- ・多胎児の乳幼児健診及び予防接種の付き添い
- ・妊婦健診の付き添い
- ・ミルクや抱っこ、入浴など日常の育児に関する介助
- ・多胎児の預かり(市内子育て支援施設やサポーターの自宅にて)
- ※児の送迎は含みません。



●利用時間

- ・午前 9 時～午後 5 時まで(平日のみ)、1 回につき 3 時間以内
- *乳児健診のみ日曜も可能。

●申請と利用方法

- ① 親子健康手帳発行時に、健康推進課職員より 3 回分の利用券をお渡しします。
- ② 初回利用の際は、健康推進課にご連絡ください。
- ③ 健康推進課から利用者へ利用の可否を通知します。
- ④ 利用希望者は、ファミリーサポートセンターに連絡し、登録が必要です。その後、サポーターと利用日の調整を行います。
※ただしサポーターへの連絡は、利用日の 7 日前までをお願いします。
- ⑤ 利用時に利用券をサポーターに提出します。
※2 回目以降の利用の際は、健康推進課への連絡は不要です。

●申請場所

糸満市こども家庭センター(糸満市役所健康推進課内 20 番窓口)

☎ 098-840-8126

糸満市多胎児支援について

糸満市では、多胎児の妊娠・出産・育児をしているご家庭に対し、

さまざまな支援を行っております。

多胎児の妊娠・出産・育児について、心配事や不安は
ありませんか？同じ悩みを持つ親同士の交流の場や、
外出時のサポートなどを活用し、一人で抱え込まず、

みんなで多胎育児を楽しみましょう!!

●多胎の赤ちゃんを妊娠した妊婦さんは、身体の負担が大きいため、その医療的管理を目的として、妊婦健診の回数が増えることがあります。
そのため、糸満市では、多胎妊婦さんが安心して妊娠中を過ごされ、出産を迎えられるように、妊婦健康診査の費用の一部を助成しています。

●対象者

糸満市に住所登録がある多胎妊婦

●助成内容

通常の妊婦健康診査 14 回を受診したのち、15 回目以降の妊婦健康診査を 5 回分追加で助成します。

※助成額の上限を超える場合は、その差額は自己負担となりますのでご了承ください。

●申請と助成方法

親子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診券 14 回分と、更に追加で 5 回分の妊婦健康診査受診券をお渡しします。15 回目以降の受診の際にお使いください。

●申請場所

糸満市こども家庭センター(糸満市役所健康推進課内 20 番窓口)

☎098-840-8126